

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は台東区が行う介護予防事業です。いつまでも元気で自立した生活を営むために、一人ひとりの状態にあわせた事業やサービスを利用することができます。

サービス内容

① 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者の方の日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。

② 一般介護予防事業

高齢者の方が日常的に介護予防に取り組めるように、介護予防の教室を開いたり、通いの場等の活動する場の支援や情報提供などを行います。

利用できる方

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ・要支援認定を受けている方
- ・65歳以上で基本チェックリスト*の実施により事業対象者と判定された方

② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者の方、介護予防に関心のある方

*基本チェックリストは7分類25項目の質問から構成される心身状態等を把握するための簡易なチェックリストです。



問い合わせ

介護予防・地域支援課 介護予防担当 ☎ 5246 - 1295

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス・訪問型サービスA

利用者の方の日常生活の自立を目的とし、ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除などを利用者とともにいき、自立を援助します。

	訪問型サービス (従来の介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA (基準等を緩和した訪問型サービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り ●入浴の介助（見守り） ●外出の見守り など 	<ul style="list-style-type: none"> ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り ※入浴・外出・排せつ・服薬の介助は原則対象となりません。
提供時間	1回45分～60分程度	1回45分以内
対象とならないサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の範囲を超えることは対象になりません。 （例）・本人以外の家族のための家事 ・模様替え ・草むしり、花木の手入れ ・来客の対応 ・ペットの世話 ・洗車 ・大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など	
サービス提供主体	区が指定する訪問介護事業者	
サービス提供者	ヘルパー有資格者	ヘルパー有資格者以外にも一定の研修を受講した従事者が提供することもあります。

<利用者負担額の目安> ※1か月あたり1割負担の場合

	訪問型サービス	訪問型サービスA
週1回程度の利用	1,332円	1,199円
週2回程度の利用	2,662円	2,396円
週3回程度の利用	4,223円	3,800円

※利用する方の状態に応じて利用できる回数が異なります。

通所型サービス・通所型サービスA・通所型サービスC

利用者の方の日常生活の自立を目的とし、通所介護施設において、運動器の機能向上や食事、入浴などの日常生活を援助します。

	通所型サービス (従来の 介護予防通所介護相当)	通所型サービスA (基準等を緩和した) 通所型サービス	通所型サービスC (短期集中予防)
サービス内容	●体操などの生活機能向上 ●レクリエーション ●入浴 ●食事 など	●体操などの生活機能向上 ●レクリエーション ●食事 など ※入浴はサービスに含まれません。	●複合型プログラム (運動器機能向上・ 口腔機能向上・栄養改善) ●転倒予防(個別指導) ※原則3か月のサービス提供となります。
送迎	原則送迎を行います。	原則送迎を行います。	送迎は行いません。
提供時間	3時間以上	2時間以上5時間程度	2時間程度
サービス提供主体	区が指定する通所介護事業者		区が委託する事業者

<利用者負担額の目安> ※1か月あたり1割負担の場合

	通所型サービス(※1)	通所型サービスA(※1)	通所型サービスC(※2)
週1回程度の利用	1,796円	1,611円	無料
週2回程度の利用	3,681円	3,313円	無料

※1 利用する方の状態に応じて利用できる回数が異なります。

※2 利用するサービス内容に応じて、利用料金や回数が異なります。また、別途保険料や教材費がかかる場合があります。

問い合わせ 介護予防・地域支援課 介護予防担当 ☎ 5246 - 1295

(3) 一般介護予防事業

4

介護予防・日常生活支援総合事業

	主 な 内 容
ころばぬ先の健康体操	体操を教えたり、地域に広げる役割の体操サポーター養成や、地域でグループになって体操を続けるための支援を行います。特別な器具や道具は使わず、椅子に座ったまま気軽にできる体操なので自宅でも続けられ、膝痛・腰痛を和らげる効果があります。
ふれあい介護予防教室	高齢者の閉じこもりを予防するため、身近な施設である各区民館等で地域の高齢者の交流の場として、毎月教室を開催します。転ばないために必要な筋力やバランス力、柔軟性を高める健康体操を行い、健康ミニ講座などを実施します。
高齢者はつらつトレーニング	心身の老化予防のための教室を開催します。主にトレーニングマシンを使った運動でトレーニング方法を学び、生活機能の向上に必要な筋力を鍛えます。
通いの場活動支援	身近な場所で定期的に集まり、介護予防に資する活動を自主的に運営する「通いの場」の立ち上げや活動への支援を行います。

※各教室で申込方法や開催時期等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。
事業によって教材費・保険料等の実費相当分の負担があります。

問い合わせ 介護予防・地域支援課 介護予防担当 ☎ 5246 - 1295